

大久保家資料「覚書」にみる小田原藩

伊藤 匠（当館学芸員（会計年度任用職員））

一 はじめに

本稿は、大磯町郷土資料館（以下、当館）が保管している「大久保家資料」より、享保三年（一七一八）に作成され、明和四年（一七六七）に筆写された小田原藩に関する「覚書」を紹介するものである。^①

「大久保家資料」は、小田原藩の家老職を務めた大久保家（隅の大久保家と称される）が収集作成した資料群で、所有者である大久保忠旦氏より寄託を受けている。現在、江戸期より昭和期にかけての資料約六〇〇点を当館にて整理保存している。

本稿で扱う「覚書」は、享保三年時点の小田原藩の藩領、小田原城、閑所など各種情報を記載した史料である。ただし、こうした「覚書」の内容は、小田原市立中央図書館が所蔵する一九世紀前半に筆写された「現成院様御覚書常御懐中被遊候由」（以下、「現成院様御覚書」）にも、同じように記されている。^②

しかし、「覚書」と「現成院様御覚書」とでは作成年代が一〇〇年近く異なることや、「現成院様御覚書」には無い記述がいくつか「覚書」に記載されていることをふまえれば、「覚書」にはこれまで知られていなかった小田原藩の情報が記されていると考えることができる。

そこで本稿では、「覚書」作成の時代背景を整理した後、その内容について「現成院様御覚書」と比較しつつ紹介し、小田原藩の新たな一面に触れることとする。

なお、本稿では史料の引用に際し、必要に応じて読点を加えた。また、「」は引用者による注である。

二 「覚書」作成の時代背景

「覚書」の原本が作成された享保三年当時の小田原藩は、宝永四年（一七〇七）に起きた富士山噴火による被災から立ち直りつつある状況にあった。富士山噴火を受けて、小田原藩は被害の大きい所領の替え地を幕府に認められていた。享保元年になると、幕府による酒匂川の堤普請が中止になった関係で、替え地の一部が小田原藩に復帰した。^③所領が本格的に藩領に復帰するのは、延享四年（一七四七）になってからである。^④

以上より、享保三年に作成された「覚書」は、享保元年の替え地の一部復帰を受けて、藩内の状況を整理するために作成された可能性を考えるとができる。

「覚書」は明和四年に筆写され現在にまで残されているが、明和四年に筆写した理由は「覚書」に明記されていない。ただし、「覚書」の文末に、「右御覚書、享保三戊戌年出来之由、明和四丁亥年九月写、之仍右戌年方五十年二成ル」とあるため、「覚書」作成から五〇年経過したことを受けて、文書の保存のために筆写したものと考えることができる。

三 「現成院様御覚書」との比較

現在、小田原市立中央図書館には二つの「現成院様御覚書」が保管されている。「覚書（現成院様御覚書常御懐中被遊候由、写）」（旧宇佐美達氏所蔵文庫一五）と「現成院様御覚書常御懐中被遊候由 忠方公」（小田原有信会文庫二〇）である。

前者は、享和二年（一八〇二）に「近藤氏〔名前不明〕」によって、後者は、文政六年（一八二三）に岡本弥太郎という人物によって筆写されている。いずれも原本は不明である。「現成院様」とは、小田原藩三代藩主大久保忠方（「覚書」では忠英と表記される）である。

大久保忠方は元禄五年（一六九二）六月一五日に生まれ、享保一七年一〇月三日に没する。藩主在任期間は、正徳三年（一七一三）九月一二日から没年月日までである。

二つの「現成院様御覚書」の内容はほぼ同一で、その構成は小田原城の構造、備蓄米、武具、関所、箱根湖（芦ノ湖）、領内古城跡、里程、軍役、小田原周辺の名所、小田原城の設備（門や橋など）、元禄一六年の元禄地震、大銭通用に関する寛永五年（一六二八）の触書、となっている。

一方、「覚書」の構成は、大久保家歴代当主および徳川將軍家の系譜、領知目録、備蓄米、小田原城の構造、武具、関所、箱根湖、領内古城跡、里程、軍役、小田原周辺の名所、温泉地などである。

享保三年に作成され明和四年に筆写された「覚書」と享和二年や文政六年に筆写された「現成院様御覚書」を比較すると、小田原城の構造や武具など、内容が同一の箇所がいくつかある。さらに、記述の順番や武具の数量などもほとんど同じであるため、「覚書」と「現成院様御覚書」は同一の原本から筆写されたことがわかる。

つまり、「覚書」は、現成院すなわち大久保忠方が享保三年に作成した文書を明和四年に筆写した史料ということになる。同時に、「現成院様御覚書」の原本は享保三年に作成されたことがわかる。

ただし、「覚書」には「現成院様御覚書」にある元禄地震に関する詳細な記述や寛永五年の触書の記述が無く、一方、「現成院様御覚書」には「覚書」にある大久保家の系譜や領知目録に関する記述が無い。

「現成院様御覚書」が大久保忠方作成の原本をそのまま筆写したのであれば、「覚書」はその原本の情報を取捨選択して筆写し、さらに必要な情報を書き加えたものと考えることができる。

四 大久保家歴代当主

「覚書」の冒頭は、歴代の大久保家当主に関する記述である。『寛政重修諸家譜』によれば、大久保家の出自を藤原氏道兼流として、はじめは宇都宮氏を称していたとしている⁵。南北朝期に宇都宮泰藤という者が三河国上和田に住み、その曾孫にあたる宇都泰昌（宇都宮より改姓、後に宇津に改姓）から、徳川氏の祖である松平氏に仕え始めたとされる。その数代後の宇津忠俊から、大久保氏を名乗るようになった。ただし、大久保一族の由緒には不明な点が多く、今後も史料の発掘や検証が必要になる。

徳川家康の関東移封に伴い、小田原に入部して初代小田原城主となった大久保忠世は、大久保忠俊の弟である大久保忠員の子である。大久保忠世の子で二代城主の大久保忠隣は、慶長一九年（一六一四）に讒訴によって改易となる。大久保忠隣の孫の大久保忠職は、父大久保忠常の跡を継いで武蔵国騎西に二万石を領有していたが、幼少のため厳罰を免れた。その後、大久保忠職は美濃国加納、播磨国明石、肥前国唐津と転封を重ね、唐津にて没する。その後継の大久保忠朝は、唐津より下総国佐倉へと転封になり九万三千石を領する。さらに、大久保忠朝は、大久保忠隣以来の老中職にも復帰すると共に、貞享三年（一六八六）に小田原藩への復帰を果たす⁶。以降、藩主は忠増、忠英（忠方）、忠興、忠由と継承される。なお、「覚書」にある大久保家の系図には、「覚書」の原本が作成された享保三年以降の藩主である忠興や忠由に関する記述もある。これらの記述は、明和四年に筆写した際に加筆されたものであることがわかる。

五 享保三年当時の小田原藩領

「覚書」には、享保三年当時の小田原藩の領知目録が記されている。領知の合計は「高拾壹万石三千百貳拾九石七升」で、「郡数合十三郡、村数

合百五十一ヶ村」となっている。享保三年当時の小田原藩領と石高については【表一】の通りである。なお、参考として享保三年より約三〇年前の貞享三年の領知目録を併記する。^⑦

【表一】小田原藩領の比較

		貞享3年(1686)		享保3年(1718)	
国名	郡名	村数	石高	村数	石高
相模	足柄上・足柄下・ 淘綾・高座	162	50,826.312	152	50,826.312
駿河	駿東	70	12,317.796	79	12,317.796
伊豆	賀茂	17	4,067.296	18	4,067.296
下野	芳賀	22	16,671.409	21	16,671.409
播磨	印南・加西・多可	54	19,246.257	55	19,246.257
河内	交野・讃良・茨田	—	—	26	10,000.000
合計		325	103,129.070	351	113,129.070

なお、「覚書」には替え地となった「御代地」の記述もあるが、その郡の数や石高は空欄となっている。

六 小田原城について

小田原藩の中心である小田原城については次のように説明している。^⑧

「覚書」にある領知目録は、「本領」と記載があるため、宝永四年の富士山噴火の際に替え地として幕府から与えられた代替地は含まれていないと考えられる。また、河内国三郡二六村は元禄七年に加増されたものであるため、貞享三年の所領には含まれていない。^⑧その他、貞享三年から享保三年にかけて、村数に多少の変動がある。

「覚書」には小田原藩の「本領」の他、「新田改出シ」として「高壱万千八百式拾石七斗九升五合」の存在が記されている。そのため、享保三年当時の小田原藩の実際の石高は、一二万四九四九石八斗六升五合であったことがわかる。

相州足柄下郡早川庄

一、小田原城 平山城 江戸の坤当

東八平地酒匂川、西八箱根山、南八海、北八大山之方山続キ

北条家之後、大久保七郎右衛門、同相模守、阿部備中守、其後御番城近藤石見守、同登之助、大田原備前守在番、百三十六年以前、寛文〔寛永〕九申年、稲葉故丹後守拝領城繩張仕置、翌年従公義御普請被仰付候由、其以後稲葉美濃守、同丹後守、八十二年以前、貞享三寅年、先大久保加賀守拝領仕、曾祖父加賀守相統拝領仕候、六十五年以前、小田原大地震之節、櫓、塀、石垣、土手、門不残崩、其上出火在之、本丸、二ノ丸焼失仕候二付、曾祖父加賀守、其節御改申上段々如元普請仕候、裏手之方塀少シ残置候二付、普請成就之御届未不申上候裏手之塀成就享保六辛丑年極月、御城成就之届有之候、但寛文〔寛永〕九申年享保三戌年迄八十七年也

北条家之節之城ハ今之城地続後、西山手之方へかけ、曲輪部相見へ申候

小田原城は相模国の戦国大名北条氏の本拠であった後、大久保忠世、大久保相模守忠隣、阿部備中守正次が城主を勤めた。その後、臨時の城主である城代として、近藤秀用らが入城した。寛永九年、稲葉丹後守正勝が小田原に入部、小田原城の「繩張仕置」を行った。続いて、稲葉美濃守正則、稲葉丹後守正通が藩主を勤め、貞享三年に大久保加賀守忠朝が小田原に入部する。

元禄一六年、大地震によって小田原城は崩壊焼失する。藩は小田原城の復興に尽力するが、享保三年時点では「裏手之方塀」の修復が完了していないため、「普請成就之御届未不申上候」としている。この「裏手之方塀」の修復が完了するのは、享保六年一二月になってからである。

なお、文末の「北条家之節之城」は、現在の八幡山古郭を指すと考えられ、小田原城から西山手の方にその曲輪部分を確認できるといふことである。また、「覚書」にある「〇〇年以前」は、明和四年から逆算した年数である。

七 関所

小田原藩領内には、東海道の箱根関所、「豆州東浦道〔熱海道〕」の根府川関所、箱根裏街道の仙石原関所、矢倉沢往還の矢倉沢関所、駿河道の川村（河村）関所と谷ヶ村（谷岬村）関所の六つの関所が設けられていた。その内、箱根関所と根府川関所は「公義御留守居支配」である。「公義御留守居支配」とは、幕府の御留守居が通行手形を発給する関所を意味する。箱根関所における業務については、次のように説明している。

登り女其外、手負、囚人、乱心者等御留守居手形差出候分、条目有之手形無御座候而ハ相通不申候、惣而左之旅人登り之分ハ行を承届相通シ申候、末々之者ハ、主人又ハ家来、役人之手形、町人百姓ハ其所々名主、大屋等之手形、致持参候者多御座候、又手形持参不仕者も御座候、左様之者ハ別而念を入相改通申候、其内欠落取逃等仕候哉と疑敷存候者ハ差戻申候

下り旅人之儀ハ、女其外共二一切不及改相通申候、且又登り下り共二武器改無御座候、然共常二替り何とそ不審之躰有之候者、押置早速注進仕候様ニと申付置候、往来之旅人夜中ハ一切相通シ不申候、御用之節ハ老中方之證文持参ニ而相通シ申候

現在とは異なり、「登り」とは京都へ向かうことを指し、「下り」とは江戸へ向かうことを指す。登りの通行人については、「女其外、手負、囚人、乱心者等」は手形が無いと通さないとしている。「末々之者」は「主人又ハ家来、役人之手形」が、「町人百姓」は「其所々名主、大屋等之手形」

が必要であるとしているが、「手形持参不仕者」でも入念に取り調べをし、たうえで通している。ただし、「欠落取逃等」の疑いがある者に関しては通行を許可しなかった。

一方、下りについては「女其外、手負、囚人、乱心者等」であっても、改めること無く関所を通して行っている。また、「武器」の改めは、登りでも下りでも行っていない。

根府川関所における業務については、次のように説明している。

熱海へ湯治之節、大小名持セ候、弓九張迄ハ相通申候、鉄炮之儀ハ前以私方へ直二改承届、九挺迄ハ相通シ申候、右之数多クハ相通シ不申候、此段ハ前々右之通相改来申候

根府川関所における取り締まりでは、弓は九張、鉄砲も九挺までとし、それ以上は通さなかったとしている。なお、明和九年の段階では、公儀の証文があれば弓九張、鉄砲九挺以上でも通行を許している¹⁰⁾。享保三年以降に、根府川関所における取り締まりが緩和されたと考えられる。

仙石原関所、矢倉沢関所、川村関所、谷ヶ村関所では、「公義御役人方手形出不申候」とあり、手形を発行する形で通行人の取り締まりを行っていないことがわかる。

関所の番人については「不残小田原方遣置申候」とあり、小田原藩から人員を派遣して業務を行わせていた。「覚書」には、各関所の番人の人数について【表二】の通りに記載されている。

【表二】の内、定番が関所における実務を担うが、武士身分ではなく、関所の近辺に住む百姓であった。また、【表二】には記され

【表二】 各関所の番人の人数

関所名	者頭	定番	目付	足軽	侍
箱根	1	3	1	15	3
根府川	1	3		5	2
矢倉沢					
仙石原		2~3		2~3	2
川村					
谷ヶ村		2~3		2~3	1

ていないが、女性の検分を行う人見女という番人もおり、人見女は定番の妻が担当することが多かった。定番も人見女も扶持米をもらって実務を手伝った。

定番以外は大田原藩から派遣された人員で、侍とその長である者頭が番士である。目付は箱根関所において、その業務を監察する役職である。足軽は門番など箱根関所の警備を行う役職である。

百姓一揆の発生や將軍の死去など非常事態が生じた場合、関所は一時的な増員が行われる。箱根関所では「増番者頭已下侍拾五人、足軽四十人」を「家老一人先右之人数召連、早速御関所へ相詰候」ことになっている。つまり、小田原藩の重役である家老が侍を引き連れて、箱根関所の警備に駆けつけるとのことである。根府川関所では「増番者頭已下侍九人、足軽拾五人」を「番頭之者老人右人数召連、早速御関所へ相詰候」ことになっている。矢倉沢関所他三か所では「増シ番一口へ物頭老人、侍六人、足軽拾人ツゝ」派遣することになっている。

なお、箱根関所以外の関所では、「村々郷足軽有之候二付、左様之節ハ下知次第関所へ相詰候」とある。郷足軽とは、山間村で狩猟を糧として生活するため、鉄砲所持を許可されている百姓を指す¹⁾。つまり、非常時の際には、郷足軽を関所の番として召集することができるという意味である。

八 史跡や名所

「覚書」には、これまでみてきたような藩政にかかわる記述の他、小田原藩領内の史跡や名所に関する記述もある。ここでは、「現成院様御覚書」に記載がない「御陣場」と「湯場」を紹介する。

天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉による小田原征伐に参陣した際の徳川家康の「御陣場」に関して、次のような記述がある。

権現様〔徳川家康〕御陣場之由、相州足柄下郡今井村之内二東西九拾間、南北百弍拾間之屋敷、名主市郎左衛門と申者二被下置諸役免許被仰付、尔今名主抱二而罷在候、右之場所城元方半道程

今井村とは、小田原市寿町四丁目位置する今井権現神社の辺りを指す。「覚書」では、陣場とした屋敷を東西九〇間（約一六三m）、南北一二〇間（約二一八m）としている。この数値は『小田原市史』の記述と一致している²⁾。屋敷の所有者である市郎左衛門は、諸役を免除されたうえで、以降名主役を務めたとある。

現在、今井権現神社の境内には、小田原市指定重要文化財「徳川家康陣地跡の碑」が建つ。碑文は小田原藩七代藩主大久保忠真の作で、天保七年（一八三六）に藩士に命じて建てたものである³⁾。

「覚書」には、温泉地「湯場」に関する記述もある。小田原藩領内の「湯場」として、相模国に湯本村、塔沢村、底倉村、宮ノ下、堂ヶ嶋、木賀、伊豆国に松原村、和田村、熱海村とある。相模国の六つの「湯場」は、江戸時代当時に呼称されていた箱根七湯に含まれている。なお、箱根七湯の残りの一つは芦ノ湯である。

伊豆国の松原村と和田村は、現在のJR伊東駅周辺にある温泉街である。伊東大川を挟んで北が松原温泉、南が和田温泉となる。熱海温泉については、「御代官所湯場」として記されており、湯治の際は根府川関所での行人改めを受ける必要があった。

九 おわりに

以上、「覚書」の記述を参照し、享保三年ごろの小田原藩をみてきた。各種の情報量は小粒ながらも、小田原城や関所などについては興味深い内容が記されているため、「覚書」が小田原藩研究に資するものと考えられる。

なお、本稿では、小田原藩領の広さや里程に関する情報など、紙幅の都合で割愛した記述もある。また、大久保家資料には、他にも小田原藩に関する未活用の新出史料があるため、今後の調査研究が待たれる。

謝辞

本稿において調査対象とした大久保家資料は、大久保忠旦氏の御厚意によって、当館に御寄託いただいた史料である。また、本稿執筆にあたっては、小田原市立中央図書館の下重清氏に、史料情報などについて御教示いただいた。記して感謝申し上げる。

注

- (1) 「覚書」(大磯町郷土資料館寄託資料「大久保家資料」一〇五)。なお、享保三年作成の原本は確認できなかった。なお、「藩」という文字は、「覚書」作成時点では用いられていなかった用語であるが、便宜上、本稿では「小田原藩」という表記で統一する。
- (2) 小田原市編『小田原市史 別編 城郭』(小田原市、一九九五)六二八頁。「現成院様御覚書」の一部が翻刻掲載されている。
- (3) 下重清「田中休愚以前―享保改革期における小田原藩の酒匂川普請」(『小田原地方史研究』二四号、二〇一七)。
- (4) 小田原市編『小田原市史 通史編 近世』(小田原市、一九九九)三四二頁。
- (5) 堀田正敦等編『新訂寛政重修諸家譜 第十一』(続群書類従完成会、一九六五)三三九～三四三頁。
- (6) 下重清『小田原藩』(現代書館、二〇一八)七六～七八頁。
- (7) 貞享三年の領知目録については、前掲、『小田原市史 通史編 近世』

三四一～三四二頁を参照。

- (8) 前掲注(4)、『小田原市史 通史編 近世』三四一頁。
- (9) 引用史料のうち「北条家之節之城ハ今之城地続後、西山手之方へかけ、曲輪部相見へ申候」以外は、「現成院様御覚書」に無い記述である。
- (10) 丹治健蔵『東海道箱根関所と箱根宿』(岩田書院、二〇一九)一二八～一二九頁。
- (11) 神奈川県民部県史編集室編『神奈川県史 通史編二 近世(一)』(神奈川県、一九八二)二八二頁。
- (12) 前掲注(2)、『小田原市史 別編 城郭』二八四～二八五頁。
- (13) 現地案内板にて確認。